

評価基準書

区分	記載項目	評価の視点	評価得点 (最低水準点)
(1) 執行体制	執行体制について	技術者の役割分担が明瞭で、業務従事者間及び市との連絡調整が速やかに行える信頼性の高い体制となっているか。 相応の能力を有する技術者が配置され、本業務に適正に従事できるか。	20 〈8〉
	業務実績	同種・類似業務の実績が豊富で、高い企画力・専門性・独創性を生かした成果をあげているか。	
(2) 業務実施方針	業務理解度	本業務を実施するにあたって、目的、条件、内容等を理解しているか。	20 〈8〉
	実施方針の妥当性	本業務に対する考え方や認識が適切であり、それを踏まえた実施方針が妥当であるか。	
(3) 提案内容	短・中期的な総合交通戦略について	現時点で顕在化している交通課題を適切に把握したうえで、実現可能で効果的な解決策が提案されているか。	30 〈12〉
	長期的な総合交通戦略について	PT 調査結果やその他の統計データを踏まえ、将来的な交通需要の変化や社会動向を考慮した戦略が提案されており、適切な進捗管理手法が検討されているか。	40 〈16〉
	地区交通戦略について	地域の課題やニーズを的確に把握し、各交通モード（車、自転車、徒歩、公共交通など）を総合的に考慮し、移動の効率化が図られた提案がされているか。	30 〈12〉
(4) 価 格	履行期間の委託料の総額 (消費税及び地方消費税を含む。)	(1－提案額／提案限度価格)×60点【小数点以下切捨て】	60
合 計			200